



岐阜県の保険料助成制度 があります！

(岐阜県収入保険加入促進事業)

○農業経営のリスクに備える県内農業者を増やすため、以下の条件を満たす方を対象に収入保険の新規加入時に支払う保険料(積立金、付加保険料除く)の一部を助成します。

【対象となる方】

以下の条件をすべて満たす方

- (1) 県内に住所を有する者(法人にあつては、本店又は主たる事務所を県内に有する者)
- (2) 令和5年4月1日～令和6年3月31日を保険期間の開始時期に含む収入保険に、新規加入した農業者(個人・法人)※
- (3) 岐阜県農業共済組合を通じて(オンライン申請含む)、保険加入手続きを行っていること

【補助金額】

保険料(積立金・付加保険料除く) × 2/5

※百円未満の端数は切り捨て

※補助金額の上限は2万円(保険料が5万円以上の方は一律2万円)

※補助金は、岐阜県農業共済組合を通じて支払います

【その他】

- ・補助を受けるためには、岐阜県農業共済組合へ必要書類を提出する必要があります。
- ・補助要件を満たさなくなった場合や保険料再算定の結果、保険加入時に比べ保険料が低くなった場合など、岐阜県や岐阜県農業共済組合が定める補助金返還の要件に該当した場合は、受け取った補助金の一部または全額返還を求めます。

---<補助金額の計算例>---

(ア) 保険料が25,555円の場合

$25,555円 \times 2/5 = 10,222$

→ 百円未満切捨てにより10,200円

補助金の交付を受けた後、再算定により保険料額が低くなった場合は、百円単位で補助金を返還していただく必要があります。

(ア) の方の保険料が24,555円となった場合

$24,555円 \times 2/5 = 9,822円$

→ 百円未満切捨てにより9,800円

返還額400円
(10,200円 - 9,800円)



※補助対象者について(保険期間開始前に加入手続きを行う必要があります)

【個人の場合】

○令和6年1月1日～12月31日を保険期間とする収入保険に、新規に加入した方

【法人の場合】

○令和5年4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和6年1月、2月、3月のいずれかを保険期間の始期とする収入保険に、新規に加入した方

(令和6年3月を保険期間の始期とする場合でも、令和6年2月20日までに加入手続きを行ってください)

お問い合わせ・申請は 岐阜県農業共済組合最寄りの支所または本所まで(裏面)

